

品川区教育委員会会議記録

平成 25 年 第 6 回 臨時会

場 所 教育委員室
期 日 平成 25 年 5 月 30 日
開 会 午後 2 時 00 分
閉 会 午後 3 時 03 分

出席委員	委 員 長	市川 信之助
	委員長職務代理者	鈴木 敏夫
	委 員	安尾 久子
	委 員	波多野 美佳
	教 育 長	中島 豊
欠席委員		

出席職員	教 育 次 長	田村 信二
	庶 務 課 長	齋藤 信彦
	学 務 課 長	和氣 正典
	指 導 課 長	渋谷 正宏
	品川図書館長	中元 康子

議事運営 および 委員長、教育 長報告事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 署名委員に鈴木委員、波多野委員を指名。 ・ 日程第1 第28号議案および第29号議案「幼稚園教育職員の任免等について」、日程第3 報告事項2「都費教職員の任免等に関する内申について（休職）」は品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。
---------------------------------	--

件名	日程第1 第28号議案および第29号議案 幼稚園教育職員の任免等について
担当課説明等	
委員質疑要旨	
事務局説明	
委員意見要旨	
議事結果	品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。

件名	日程第2 協議事項 教育委員会事務事業の点検および評価について
担当課説明等	(庶務課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承

<p>件名</p>	<p>日程第3 報告事項1 平成25年度教育委員会事務事業概要について</p>
<p>担当課説明等</p>	<p>(庶務課長) ・ 資料に基づき説明</p> <p>(学務課長) ・ 資料に基づき説明</p> <p>(指導課長) ・ 資料に基づき説明</p> <p>(品川図書館長) ・ 資料に基づき説明</p>
<p>委員質疑要旨</p>	<p>(委員A) ・ 平成25年度より、いじめ等に関する対策がスタートしたが、学校において児童や教職員とHEARTS（品川学校支援チーム）の関係は上手く築けているのか。</p> <p>(委員C) ・ マイスクール八潮（適応指導教室）については、入室基準や定員等の課題があると考えるが、今後のあり方について、教育委員会事務局としてはどう考えているか。</p>
<p>事務局説明</p>	<p>(指導課長) ・ 平成25年度から、HEARTS（品川学校支援チーム）が設立されたことに伴い、学校へはチームの職務や活用方法等の周知を行っている。また、チームのメンバーは学校を訪問し、少しずつではあるが個別に相談や対応を行っている。児童や教職員は、学校に異なった職種の方が訪問してくることに少なからず戸惑いがあるようだが、徐々にコミュニケーションを介して学校内に溶け込んできた様子を感じられる。</p> <p>・ マイスクール八潮（適応指導教室）については、今まで入室相談の基準等に曖昧なところがあったため、現在、基準も含めた様々な箇所について見直しを図っている。また、今後のマイスクール八潮（適応指導教室）については、あり方そのものを根本的に見直していくことが必要であると考えており、早急に対応していきたい。</p>
<p>委員意見要旨</p>	<p>特になし</p>
<p>議事結果</p>	<p>了承</p>

件名	日程第3 報告事項2 都費教職員の任免等に関する内申について（休職）
担当課説明等	
委員質疑要旨	
事務局説明	
委員意見要旨	
議事結果	品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。

<p>件名</p>	<p>日程第3 報告事項3 平成26年度東京都公立学校指導教諭の募集について</p>
<p>担当課説明等</p>	<p>(指導課長) ・ 資料に基づき説明</p>
<p>委員質疑要旨</p>	<p>(委員A) ・ 平成26年度から、小学校で210名、中学校で130名の指導教諭を任用する予定とのことだが、平成26年度の1年間のみで任用するのか。</p> <p>(委員D) ・ 平成25年度も指導教諭を任用しているとのことだが、品川区で任用することになるのか。あるいは、ブロックごとに任用することになるのか。 ・ 指導教諭は、所属する学校が決まっているのか。また、模範授業を行う際は、各区の学校を回ることになるのか。</p> <p>(委員B) ・ 指導教諭の模範授業等は、年間どの程度行うのか。また、担任を持つことができるのか。</p> <p>(委員A) ・ 指導教諭の模範授業は、同じ内容の授業を年間3回行うのか。あるいは、異なる内容の授業を行うのか。</p> <p>(委員D) ・ 指導教諭と主幹教諭の違いは何か。</p>
<p>事務局説明</p>	<p>(指導課長) ・ 指導教諭の任用は東京都の制度であり、学校において授業を受け持ち、所属校の児童・生徒の実態等を踏まえて、他の教員に指導や助言を行う職である。また、模範授業等を通じて、自らの専門とする教科等の優れた指導技術を自校や他校の教員に普及させることを職務としている。指導教諭は、教科・科目等ごとに任用され、平成26年度から5年間程度をかけて小学校で210名、中学校で130名を順次任用する予定である。なお、任用はブロック単位で行い、模範授業等への参加もブロック単位となっている。</p> <p>・ 平成25年度は、国語、算数・数学、理科の3教科において任用準備をし、平成26年度に向け任用することになっている。品川区が該当する第3ブロックにおいては、小学校で各教科3名の計9名、中学校で各教科2名の計6名を任用することになる。よって、任用についてはブロックごとに任用することになる。</p> <p>・ 指導教諭は東京都の公立学校に配置されるため、配置された学校に籍を置くことになる。また、指導教諭が模範授業等を行う際は、ブロック単位で行うことから、指導教諭が自ら他区の学校を訪問することはない。指導教諭が配置されている学校に、ブロック内の他区の教科代表者が模範授業を見学しに来て、その代表者が模範授業で習得した指導方法や助言方法等を同じ教科の他の教員に広めていくことになる。</p> <p>・ 指導教諭の模範授業は、年間3回程度行う予定である。また、担任を持つこともできる。</p> <p>・ 指導教諭の模範授業の内容について、3回とも同じ内容にするか、あるいは異なる内容にするか等は、各区のオーダーによる。そのため、模範授業の内容等によっては、効果が表れ難いことも考えられる。</p> <p>・ 指導教諭は、「指導的な役割を担う職」として、主幹教諭と同じ指導職層に位置付けられ、4級職（主幹教諭・指導教諭）選考合格者の中から</p>

	任用する。相違点は、主幹教諭は職務命令を出せる立場にあるが、指導教諭については職務命令を出せないところである。
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承